

ただし、土地表題部の変更または更正の登記がされ、変更または更正後の地積測量図が存するときと、土地の滅失登記をしたときは、従前の図面は閉鎖され、その登記をした日から 30 年間保存される。電磁的記録に記録して保存した場合も同様、電磁的記録に記録して保存した日から 30 年間保存される（規則 28 条 13 号）。



HINT

土地表題部の変更または更正の登記がされないと、従前の図面は閉鎖されません。よって、分筆登記がされても、従前の地積測量図は閉鎖されず、両方の地積測量図が登記所に備え付けられることになります。

(4) 地役権図面

地役権図面は、承役地に存する地役権の範囲を明示した図面である。1筆の土地の一部に地役権を設定した場合、地役権図面が登記所に提供される。土地の表示に関する登記では、承役地の分筆登記をする場合で、分筆後の土地の一部になお地役権が存する場合に地役権図面を作成し、添付情報とすることになる。また、地役権が承役地の一部または全部に存する土地を合筆することにより、合筆後の土地の一部に地役権が存する場合にも地役権図面を作成し、添付情報とすることになる（令別表 8 項、9 項）。

分筆する1筆の全部に地役権が存する場合や、分筆後の土地の全部に地役権が存する場合は地役権図面を改めて提出する必要はない。なお、分筆登記をする場合などで、既に分筆前の地役権図面が備え付けられている場合であっても土地の全部に地役権が存しない限り地役権図面の提供を要する。この場合、従前の地役権図面は閉鎖されることになる（規則 87 条 1 項）。